

令和 5 年度小野市一般会計決算における市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費について

社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税込（消費税率 1%分の地方消費税を除く。）はすべて社会保障財源に充てることとされています。

以上の趣旨を踏まえ、令和 5 年度小野市一般会計決算における社会保障施策経費へ下記のとおり活用しています。

記

1 市町村交付金（社会保障財源化分）

地方消費税率引上げに伴い県から交付を受けた額 609,780 千円

2 地方消費税の引上げ分に係る社会保障施策に要する経費への活用

市町村交付金（社会保障財源化分）609,780 千円については、

保育所保育料の軽減に 46,092 千円、 高校 3 年生までの医療費無料化に 103,276 千円、

国民健康保険への支援に 83,310 千円、 介護保険への支援に 377,102 千円 を充てて活用しました。

3 根拠法令

地方税法 第 72 条の 116 第 2 項